

ご遺体提供のしおり

佐賀大学医学部

〒849-8501 佐賀市鍋島五丁目1番1号

医学教育を目的とした正常解剖のための遺体の提供について、ご協力くださる方々のために、その手続等を紹介いたします。

◎ 対象となるご遺体

正常解剖のためのご遺体の提供は、ご遺族の方々や関係の皆様のご協力により行われますが、大学では、次のようなご遺体について提供をいただいております。

○ 生前に献体登録されたご遺体

なお、ご遺体の提供をお受けした後でも、ご遺族が何らかの理由で返還を希望される場合は速やかにお返しいたします。ただし、ご遺体をお引取りしてから数年が経過している場合、また、既に解剖が開始されている場合は、ご遺体のままお返しすることが不可能な場合がございます。

※ 献体登録をしていても献体できない場合

献体登録を置いていても以下の場合には大学で受け入れられない場合があります。

- 1、交通事故、自殺、不慮の事故等で司法解剖が行われた場合
- 2、感染性疾患の場合（結核、B型・C型肝炎やHIVなど）
- 3、ご遺体の適切な保管が困難な場合
- 4、その他

特に2の場合には、遺体取扱い職員や実際に解剖実習を行う医学生にとって非常に危険となります。感染性疾患については専門的な知識が必要ですので、その疑いがある場合は主治医等、病院関係者の意見を参考にさせていただき、献体をご遠慮いただく場合がございますので、あらかじめご承知おきください。

◎ 献 体 登 錄

自分の体を、死後正常解剖のための遺体として提供することを希望し、生前から大学に氏名を登録することを献体登録といいます。

献体登録の申込みには次の書類が必要です。(大学に用意しております。)

ア. 献体申込書

イ. 肉親者の同意書 (2名以上の承諾が必要です。)

献体登録者のご遺体でも、肉親者に反対がある場合、献体できませんので、あらかじめ肉親の方々の同意をいただくものです。

肉親者の範囲:肉親者の範囲は、配偶者、子、兄弟姉妹で同居、別居を問いません。これらの肉親がおられない方は、甥、姪、従兄弟などとなります。特に喪主となる可能性の高い方、親族中で発言力の強い方の同意が望ましいと思われます。

※ 戸籍上の身寄りが全くない方は、後見人、長期間の同居人、家屋管理人、民生委員、等の身近な方の同意書(出来るだけ2名以上)を提出してください。

(施設に入所されている方は施設長の同意が必要です。)

なお、献体登録された方には、献体の意思の証しとして献体登録証を大学から発行いたします。

◎ 連 絡 先

〒849-8501 佐賀市鍋島五丁目1番1号

佐賀大学医学部総務課総務係

電話 (0952) 34-3329 (月～金曜日の8:30～17:15)

(注) 夜間、土曜、日曜、祝祭日でも御連絡いただければ、当直者が対応いたします。

電話 (0952) 34-3157 (時間外受付)

◎ ご遺体の受入れ

- ・ ご連絡いただきましたら、引取りの日時、場所等について打合せをいたします。
- ・ ご遺体の大学への引渡しは、通夜や告別式をお済ませになった後でも構いません。

なお、告別式が何らかの事情で数日後に行われる場合、又は暑い時節の場合は前もって保存処置(ドライアイス等)をお願いいたします。

なお、自殺、交通事故死の場合は、ご遺体の防腐処置ができませんので、大学ではご遺体をお引取りできません。また、角膜移植や臓器移植等と献体を同時に行なうことはできませんので、ご了承ください。

- ・ お引取りに伺う際には、納体用シーツもしくはお棺を用意して専用車で伺います。

お棺の保管が困難となっているため、できるだけシーツでのお引取りをお願いしております。

佐賀県内および隣接する市町村(例:福岡県大川市など)であれば、出所場所から大学までの運搬費用は、大学で負担いたします。

※ 遠方の旅行先等で死亡された場合

死亡された最寄りの大学に献体できる場合と、佐賀大学までご遺体を移送して献体する場合があります。後者の場合は当大学から県外にはお迎えに行けませんので、ご遺族の負担でご遺体を大学まで搬送いただくことになります。

ご遺体とのお別れ

ご遺体につきましては、大学にお運びいただいたのち直ちに防腐処置をいたします関係上、ご遺族の大学への付添はお断りしております。また、お引取り後はご遺体との面会は出来ませんので、ご遺体とのお別れは出棺される時までにお済みになられますようお願いいたします。

(注) 病院から自宅若しくは、病院から施設までの運搬の費用及び告別式等の費用については、大学では負担いたしかねますので、ご了承願います。

◎ 必要書類

ご遺体を大学で受け入れるためには次のような書類が必要です。書類は、大学からお引取りに伺った際に、いただくのが一番よいのですが、数日遅れても差し支えありません。

(1) ご遺族又はそれに代る身元引受人がある場合

ア. **解剖に関する遺族の承諾書**

承諾書の用紙は、大学からお引取りに伺う際に持参します。

イ. **埋火葬許可証**

死亡届及び死亡診断書を市町村役場に提出されると埋火葬許可証が交付されますので、受領されますようお願ひいたします。埋火葬許可証は、解剖終了後、ご遺体を大学により、火葬させていただく際に必要となりますので、大学でお預かりさせていただきます。

(注)火葬場は、佐賀市火葬場を予定しております。また、火葬の日時については解剖終了後となるため未定です。埋火葬許可証の交付を申請される際に、その旨、市町村役場の窓口で申し出られるようお願ひいたします。

ウ. **死亡診断証の写**

大学の参考資料として必要ですので、死亡診断書の写1部を用意していただきますようお願ひいたします。

◎ お預かりする期間

献体されたのち、ご遺骨がご遺族に返還されるまでの期間は、お引取りの時期によつても違いますが、およそ1年から3年、長い場合は4年以上かかることがございます。これは、次のような理由によるものです。

1. 防腐処理等の解剖準備期間として3～6ヶ月ぐらい必要です。
2. 実際の解剖学実習期間として通常3～7ヶ月ぐらい必要です。
3. 実習は決められた時間割によって行われるために、その年の実習に間に合わない場合は翌年の実習まで保管されることになります。
4. お預かりしているご遺体の数やその他の状況によって返還までの期間がかわります。また、ご遺骨の返還を希望されるご遺体の解剖を優先しますので、本学の慰霊堂に納骨を希望される場合は、長い期間保管されることがあります。

ご遺族にとっては、お待ち遠しいことと思いますが、ご理解の上よろしくお願ひ申し上げます。

なお、仏事等のためご遺髪、ご遺爪をご希望の場合は、遺髪・遺爪箱もご用意いたしますので、お引取りのご連絡の際にあらかじめ申し出願います。

◎ 火葬—ご遺骨

解剖終了後、火葬の日時をご連絡いたします。ご遺族が火葬時に同席できない場合には、本学職員がご遺族に代って火葬に同行し、丁重に拾骨(骨上げ)させていただきます。なお、ご遺骨の受け渡しにつきましては、担当者とご相談ください。また、ご遺族がおられない場合又は、ご希望の場合は、大学の慰霊堂(平成16年学内新設)に埋葬して供養させていただきます。なお、火葬時のお別れは出来ませんのでご了承ください。

◎ 感謝状

生前に献体登録されたご遺体が献体された場合に、ご遺族が希望される場合は、故人に対する感謝状が文部科学大臣から贈呈されます。

◎ 慰 畏 式

ご遺体を提供された方々の慰靈式を、その年提供されたご遺体のご遺族及び関係者に参列していただき毎年秋（10月初旬）に當み、ご遺徳を偲ぶことにしています。

◎弔 祭 料 等

ご遺族又は身元引受人の方へ弔祭料を些少ですが呈します。

（※ お世話くださった施設等への協力謝金は平成21年4月1日から廃止いたしました。）

◎ そ の 他

大学では、死者に礼を失することがないよう、常に感謝の気持で接することにしています。また、ご遺族や関係の方々が安心して大学にご遺体をお預けいただけるよう十分な配慮をしたいと存じます。ご質問等がございましたら、何なりとおたずねくださいるようお願いいたします。



佐賀大学医学部慰靈堂（平成16年学内新設）